

令和2年度に実施した個別指導に  
おいて保険薬局に改善を求めた  
主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 3 年 7 月

## 目次

I	調剤全般に関する事項	
1	処方箋の取扱い	1
2	処方内容に対する薬学的確認	1
3	調剤	2
4	調剤済処方箋の取扱い	2
II	調剤技術料に関する事項	
1	調剤料	2
2	調剤料又は調剤技術料に係る加算	2
III	薬学管理料に関する事項	
1	薬剤服用歴管理指導料	3
IV	事務的事項	
1	届出事項	4
2	掲示事項	5
V	その他	
1	調剤報酬明細書の記載	5
2	保険請求に当たっての請求内容の確認	5

## I 調剤全般に関する事項

### 1 処方箋の取扱い

- (1) ファクシミリにより電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 保険薬剤師が患家を訪問した場合に、処方箋を受領して内容を確認していない
- (2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- ① 用量の記載がない。
  - ② 用法の記載がない。
  - ③ 用法の記載が不適切である。

### 2 処方内容に関する薬学的確認

- (1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。
- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
    - ア カルベジロール錠 2.5mg 「サワイ」とシムビコートタービュヘイラー60 吸入
    - イ 緑内障が疑われる患者に対する一硝酸イソソルビド錠とプロチゾラムOD錠
    - ウ 喘息が疑われる患者に対するアロチノロール錠
  - ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
    - ア プレタールOD錠 100mg 1日4回食後、寝る前
    - イ 高齢者に対するフルニトラゼパム錠 2mg 2錠
  - ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
    - ア アムロジピンOD錠 (5 mg及び 2.5 mg) 1日2回
    - イ ビソプロロールフマル酸塩 2.5mg 「サワイ」 1日2回朝夕食後
    - ウ ファモチジンD錠 20mg 「サワイ」 1回1錠朝食後
  - ④ 過量投与が疑われるもの
    - ア デパス錠 1mg 2錠の1日2回朝夕食後
    - イ 透析患者に対するセファレキシシン錠 250 mg 3錠
    - ウ 高齢者に対するルネスタ錠 3 mg
  - ⑤ 倍量処方が疑われるもの
    - ア サイレース錠 1mg 就寝前1回2錠30日分
  - ⑥ 相互作用（併用注意）が疑われるもの
    - ア ビソノテープ2mg とツロブテロールテープ2mg 「YP」

- イ スプリセル錠 20mg とランソプラゾールOD錠 15mg 「トーフ」
- ⑦ 重複投薬が疑われるもの
  - ア テラムロ配合錠APのアムロジピンベシル酸塩とニフェジピンCR錠 20 mg のカルシウム拮抗薬
  - イ ザクラス配合錠HD、アムロジピンOD錠5mg 「明治」及びシルニジピン錠 10mg 「サワイ」
- ⑧ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
  - ア アムロジピンOD錠とニフェジピンCR錠
  - イ アジルバ錠 40mg とペリンドプリルエルブミン錠4mg
- ⑨ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの
  - ア 8週を超えるタケキャブ錠 20 mg
- ⑩ 漫然と長期にわたり処方されているもの
  - ア ガスモチン錠5mg
  - イ 月余にわたる 25mg アリナミンF糖衣錠

### 3 調剤

- (1) 調剤について、一般名処方に係る処方箋を受けた場合は、薬担規則に照らし、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行い、後発医薬品を調剤するよう努めるとともに、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。

### 4 調剤済処方箋の取扱い（調剤済処方箋の記載事項の不備）

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。
  - ① 調剤済年月日
  - ② 保険薬局の所在地
  - ③ 保険薬局の名称
  - ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 調剤料

- (1) 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ① 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

### 2 調剤料又は調剤技術料に係る加算

- (1) 一包化加算

- ① 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ア 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。
- (2) 自家製剤加算
  - ① 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ア 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

### Ⅲ 薬学管理料に関する事項

#### 1 薬剤服用歴管理指導料

- (1) 薬剤服用歴の記録
  - ① 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。
  - ② 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ア 次の事項の記載がない。
      - ・ 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無を含む。）
      - ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
    - イ 次の事項の記載が不十分である。
      - ・ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
      - ・ 疾患に関する情報（合併症・既往歴・他科受診において加療中の疾患に関するもの）
      - ・ 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無を含む。）
      - ・ 服薬指導の要点
      - ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
      - ・ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
      - ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
    - ウ 次の事項の記載が不適切である。
      - ・ 「残薬あり」と記載すべきものを「残薬なし」と記載している。
  - ③ 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。
  - ④ 特に重要な基本的注意・重大な副作用について、必要に応じて確認・指導内容

を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

(2) 麻薬管理指導加算

① 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 電話等により麻薬の服薬状況、残薬確認、保管状況を定期的に確認し、その内容の記録の充実を図ること。

イ 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない、又は不十分である。

(3) 重複投薬・相互作用等防止加算

① 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

(4) 特定薬剤管理指導加算

① 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

イ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、対象となる医薬品に関して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴への記載が不十分である。

ウ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない、又は不十分である。

エ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

(5) 在宅患者訪問薬剤管理指導料

① 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 薬剤服用歴の記録について、次の事項の記載がない。

- ・ 処方医から提供された情報の要点。
- ・ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点。
- ・ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）。

## IV 事務的事項

### 1 届出事項

(1) 届出事項の変更があった場合には速やかに届出すること。

## 2 掲示事項

- (1) 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
  - ① 明細書の発行状況について
    - ア 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
    - イ 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。

## V その他

### 1 調剤報酬明細書の記載

- (1) 麻薬小売業者の期限切れ免許証番号を記載している不適切な例が認められたので改めること。

### 2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。
  - ① 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。